

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」実現プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県児湯郡木城町

### 3 地域再生計画の区域

宮崎県児湯郡木城町の全域

### 4 地域再生計画の目標

木城町は、宮崎県の中央に位置し、町の面積の 84%山林原野が占める中山間地域の町である。昭和 60 年以降続いていた人口減少に対応するため、平成 2 年から保育料の軽減を実施するなど、子育て支援を実施してきた。

平成 22 年以降は、住宅取得奨励金制度の導入により平成 27 年国勢調査で 5,231 人と一時的に増加したが、平成 29 年以降、社会、自然動態ともに大幅な減少となり、令和 2 年 2 月には 4,982 人と再度、人口減少が進み始めた。国立社会保障・人口問題研究所によると、2060 年には 3,194 人となる見込みである。また、年齢 3 区分別人口構成の推移では、昭和 60 年以降、老年人口の割合は増加傾向であり、昭和 60 年時点で既に高齢社会（老年人口割合が 14%超）、平成 7 年では超高齢社会（老年人口割合が 21%超）の割合を超えている。

自然動態は、出生数が死亡数を下回る状況が続いている。出生数は、平成 22 年から年間 50 人台であったが、平成 29 年以降 30 人台と減少してきている。死亡数は、年間約 100 人と多く、平成 30 年には 64 人の自然減となっている。また、社会動態では、平成 21 年まで転入数が転出数を下回る社会減の状況が続いていたものの、平成 22 年から平成 27 年まで（平成 24 年除く）転入数が転出数を上回る社会増となった。しかし、平成 28 年以降再び社会減に転じ、平成 30 年には 14 人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少や死亡者数の増（自然減）や、雇用の機会を求めて、町外への流出（社会減）したことが原因と考えられ

る。

人口減少の進展により本町において次のような影響が懸念されている。

(1) 小売店など民間利便施設の進出・撤退への影響

人口の推移と卸売・小売業の事業所数の関係をみると、平成9年以降小売業の事業所数は木城町の人口同様減少し続けており、平成26年では35事業所と平成9年の約半分にまで減少している。

将来的に人口が減少し続けると、小売店等の民間利便施設の減少へと影響を与え、経済が衰退していく可能性がある。

(2) 地域の産業における人材（人手）の過不足への影響

15歳から49歳までの人口の推移をみると、平成12年から平成27年で約7割に減少しており、産業における人材不足の要因となっている。産業別の就業者数の推移をみると、30代では、就業者数は概ね増加傾向であるものの、40代では、全ての産業区分において就業者数が減少しており、特に平成27年の第2次産業の就業者が、平成12年と比べ約5割弱にまで減少するなど、世代によって格差はあるものの全体的には人手不足となっている。

(3) 財政状況への影響

生産年齢人口と老年人口の関係をみると、昭和60年以降生産年齢人口は減少し続け、老年人口は増加傾向を続けている。そのため、老年人口1人を支える生産年齢人口は、昭和60年の4.2人から平成27年の1.6人へと減少した。このまま生産年齢人口と老年人口の差が少なくなるにつれ、生産年齢1人の負担がますます重くなっていく。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住やU I Jターン促進のための取組み、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、若い世代がまちに戻り生活ができる環境づくりなどにより、社会減に歯止めをかける。

併せて、それらの取組みが大きな効果を得るために、まちの魅力の向上や産業、観光の活性化、安心して暮らせるまちの実現など、様々な要素の改善・向上を目指した取組みを積み重ねていく。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目

標及び横断的目標として掲げる。

- ・基本目標① 稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする
- ・基本目標② 木城とのつながりを築き、木城への新しい人のながれをつくる
- ・基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望を叶える
- ・基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる
- ・横断的目標① 多様な人材の活躍を促進する
- ・横断的目標② 新しい時代の流れを力にする

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	認定新規就農者数 (累計)	4人 (H27～H31)	5人	基本目標1
ア	新規創業者数 (累計)	10件 (H27～R1)	15件	基本目標1
イ	人口の社会増 (累計)	45人 (年9人) (H26～H30)	125人 (年25人)	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.80人 (H24～H30平均)	2.00人	基本目標3
ウ	子育て世代の転入者数 (15歳以下の子どもを含む転入世帯員数)	45人 (H30年度)	60人	基本目標3

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
エ	観光入込客数	年368,253人 (H30)	年400,000人	基本目標4
オ	地域おこし協力隊員 数	1人(R1)	5人	横断的目標1
カ	スマート農業・ICT 導入経営体数	2経営体(R1)	5経営体	横断的目標2

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」実現プロジェクト事業

ア 稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする事業

イ 木城とのつながりを築き、木城への新しいひとの流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業

オ 多様な人材の活躍を促進する事業

カ 新しい時代の流れを力にする事業

#### ② 事業の内容

ア 稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする事業

創業支援、新規参入分野支援体制の整備や既存企業の競争力強化、誘致企業の推進・強化、農業担い手確保・育成・支援、安心して安全な農産

物の提供支援、林業の振興、特色ある農林水産物の産地化支援、6次産業化及び農商工連携の支援、町外への新たな販路拡大の支援等、地域密着の産業である農林業や商工業など、稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする事業。

#### **イ 木城とのつながりを築き、木城への新しいひとの流れをつくる事業**

空き家の利活用促進や定住促進奨励事業の見直し・拡充、移住者向け相談会の実施によるPR及びお試し宿泊の推進、ふるさと納税の推進、PR事業の拡充等、東京圏から木城への移住や関係人口の創出、拡大を促進するなど、新しいひとの流れをつくる事業。

#### **ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業**

子育て支援サービスの充実や乳幼児等の健やかな成長の支援、要保護児童対策、母子保健の充実、学力向上サポーター・特別支援教育サポーターの配置、外国語指導助手（ALT）・学校図書司書の配置、義務教育学校開設、育英資金貸付金・奨学金制度の充実、小中学校（義務教育）助成事業、子育て世帯（保護者）の家庭教育支援など、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業。

#### **エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる**

既存観光・交流資源の充実・活用や新たな観光資源の掘り起こしと官民・地域連携、各種がん検診事業、インフルエンザ任意予防接種事業、妊婦歯科健康診査事業、都市と農村の交流、自主防災組織結成への支援、地域防災の人材確保・育成、防災意識向上にむけた支援など、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業。

#### **オ 多様な人材の活躍を促進する事業**

地域担当職員制度の実施や住民提案型まちづくり事業の取組みによる地域づくり、地域おこし協力隊による地域活性化など、多様な人材の活躍を促進する事業。

## カ 新しい時代の流れを力にする事業

スマート農業・ICTの活用や観光アプリ、自動翻訳機導入による観光客への対応強化、SDGsの達成に向けた取組の推進など、新しい時代の流れを力にする事業

※ なお、詳細は第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

### ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の数値目標に同じ。

### ④ 寄附の金額の目安

50,000千円（2020年度～2024年度累計）

### ⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

計画期間での取組内容を定めた「工程表」に基づき、進捗状況を踏まえて事業の見直しを行うとともに、毎年度9月、施策の実施状況について外部有識者（木城町まち・ひと・しごと創生推進会議）による検証を行い、次年度以降の施策展開に生かします。

また、目標の達成状況については、検証後に木城町公式WEBサイト上で公表します。

### ⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

## 6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで